

2025年10月16日

原子力発電環境整備機構
理事長 山口 彰 殿

原子力発電環境整備機構
情報公開審査委員会
座長 新保 雄 司

答 申 書

2025年10月6日付で原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）から当委員会へ諮問された2025年度諮問第1号（「2025年8月25日付で受付けた情報公開請求書の機構資料」の取扱いについて）に対し、当委員会は、審議の結果に基づき、以下のとおり答申する。

第1 答申の趣旨

公開請求のなされた機構資料について、「個人情報」及び「審議、検討又は協議に関する情報」に該当する部分を非公開とすることは妥当と認められる。

第2 答申の理由

1. 情報公開請求に係る機構資料[2025 - 1]

岡村聡道教大名誉教授らによる磯谷溶岩に関する論文に対するNUMOの7/17の見解にかかる決裁文書のほか、検討の状況や過程が分かる資料（会議記録、メール等）

2. 情報公開請求に対する機構の説明

（1）情報公開請求に該当する機構資料

①機構HPへの「岡村名誉教授らによる報告に対する見解書」掲載の決裁書

②その他の見解に係る検討の状況や過程が分かる資料（会議記録、メール等）

（2）上記（1）機構資料に係る公開の取扱い

①については、規程第7条第1項で非公開情報として規定する別表2「1. 個人情報」に該当する情報及び「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報について非公開とし、残りの部分については公開する。

②については、規程第7条第1項で非公開情報として規定する別表2「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報であり非公開とする。

3. 当委員会の判断

①について、「1. 個人情報」に該当する情報及び「3. 審議、検討又は協議に関する情報」に該当する情報について非公開とし、更には、この非公開部分を除いた部分について規程第8条の規定により公開とすることは妥当と判断する。

同②について「3. 審議、検討又は協議に関する情報」として非公開とすることは妥当と判断する。

第3 審議の経緯

- | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-------------------|
| (1) | 2025年 | 10月 | 6日 | 情報公開審査委員会に諮問 |
| (2) | 2025年 | 10月 | 7日 | 第47回情報公開審査委員会で審議 |
| (3) | 2025年 | 10月 | 16日 | 原子力発電環境整備機構理事長に答申 |

原子力発電環境整備機構 情報公開審査委員会

委員長(座長)	新保雄司
委員	加藤一郎
委員	秋山一弘